

第 5 号議案

会則・細則の一部改正

PTA 入退会による会則の改正案を提案いたします（赤字の部分を改正いたします。）

【会則 現行】

第 6 章 個人情報保護の取扱い

第 19 条 本 PTA が PTA 活動を推進するため必要とする、個人情報の取得、利用、管理、提供及び開示等については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第 7 章 付則

第 20 条 この会則は総会の決議によって改正できる。

第 21 条 この会の運営上必要な細則は、別に定める。細則は理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。

第 22 条 1、この会則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2、この会則の改定版は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

3、この会則の改訂版は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4、この会則の改訂版は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

5、この会則の改訂版は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【会則 改正案】

第6章 個人情報保護の取扱い

第19条 本PTAがPTA活動を推進するため必要とする、個人情報の取得、利用、管理、提供及び開示等については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第7章 入退会に関する取扱い

第20条 本PTAがPTA会員の入退会に関する内容については「細則」に定め、適正に運用するものとする。

第8章 付則

第21条 この会則は総会の決議によって改正できる。

第22条 この会の運営上必要な細則は、別に定める。細則は理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。

第23条 1、この会則は平成17年4月1日から施行する。

2、この会則の改定版は平成21年4月1日から施行する。

3、この会則の改訂版は平成27年4月1日から施行する。

4、この会則の改訂版は平成30年4月1日から施行する。

5、この会則の改訂版は令和3年4月1日から施行する。

6、この会則の改訂版は令和5年4月1日から施行する。

第5号議案

【足立区立千寿双葉小学校PTA細則 現行】

5、表彰

(1)会員および児童で、教育上特に顕著な功労があった場合は、理事会の承認を経て表彰することができる

(2)その他、会長と校長が必要と認めた場合は、理事会の承認を経て表彰することができる。

<付則> この細則は平成24年4月1日から施行する。

この細則の改訂版は平成30年4月1日から施行する。

【足立区立千寿双葉小学校 P T A 細則 改正案】

5、表彰

(1) 会員および児童で、教育上特に顕著な功労があった場合は、理事会の承認を経て表彰することができる

(2) その他、会長と校長が必要と認めた場合は、理事会の承認を経て表彰することができる。

6 . 入退会

(1) 本会員は、会費の納入をもって入会をしたこととする。

(2) 本会の会員は、本会からの退会を求めることができる。

(3) 退会の意思は、会員の氏名と退会の意思を明示した書面（本規約内では退会届という）を会に提出することによっておこなう。

(4) 退会届が提出されたとき、会長がこれを受理する。

(5) 退会者の退会は、退会届の提出された月の末日とする。

(6) 転校、その他、児童の除籍により本会の会員が退会する場合は自動退会とする。

(7) 退会者及び自動退会となる者に前納された会費があるとき、その前納された会費は返還しない。

<付則> この細則は平成24年4月1日から施行する。

この細則の改訂版は平成30年4月1日から施行する。

この細則の改訂版は令和5年4月1日から施行する。